

災害時における応急対策用燃料（液化石油ガス）等の供給応援に関する協定

新庄市（以下「甲」という。）と山形県LPガス協会最上支部（以下「乙」という。）は、次のように協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下『災害』という。）が新庄市で発生した場合に、乙が甲に対して実施する応急対策用燃料としての液化石油ガス及び甲が設置する避難所等（住民が自主的に避難した地域集会所等で、甲が避難所と指定していないものを含む。）で使用する液化石油ガス用燃焼器具の供給（以下『供給応援』という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合に、乙に供給応援を要請することができる。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した書面（様式第1号）により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び供給応援を要請する理由

(2) 供給応援を必要とする品目名とその数量

(3) 供給応援を必要とする場所及び当該場所に既に液化石油ガスが供給されている場合はその販売所等

(4) 供給応援を必要とする期間及び活動内容

(5) 供給応援を実施した場合の第4条の規定に基づく報告を提出する課等名

(6) その他参考となる事項

（実施）

第3条 乙は、甲から供給応援の要請を受けたときは、乙に加盟する販売所等と連絡調整を行い、特別な事情がない限り、供給応援を実施するものとする。

2 供給応援に当たっては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）を遵守し、乙の指示に基づき乙に加盟する販売所等が適正に実施するものとする。

（報告）

第4条 乙又は乙に加盟する販売所等は、前条の規定に基づき供給応援を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した書面（様式第2号）により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出するものとする。

(1) 供給応援を実施した品目名とその数量

(2) 供給応援を実施した日時及び場所

(3) 供給応援実施者名

(4) 立会い確認者名

(5) その他必要事項

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は第2条の規定による応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

（経費の負担）

第6条 第3条の規定による供給応援のために要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費の算定に当たっては、液化石油ガス及び液化石油ガス用燃焼器具の価格は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年10月16日

甲 新庄市沖の町10番37号

新庄市長

山尾順一


乙 新庄市中道町8番12号

山形県LPガス協会

最上支部長

青木益人
